2　特定第二種荷主

対象項目	遵守状況		
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	①　第一種荷主が「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置」の①～③に掲げる取組を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全てで実施している □　大半で実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	②　①に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに関係する業務に係る各部門間の連携を促進すること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全てで実施している □　大半で実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置	①　停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細（特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	②　特定第二種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。		
	各施設における状況の詳細（特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）	□　90%以上の施設で実施している □　50%以上90%未満の施設で実施している □　0%超50%未満の施設で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	③　特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
運転者の荷役等時間の短縮に関する措置	①　検査を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全てで実施している □　大半で実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		その他の措置の内容	
		実施していない理由	
	②　荷役等の効率化を図ること。		
	②-1　フォークリフトを適切に配置すること。		
	各施設における状況の詳細（特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）	□　90%以上の施設で実施している □　50%以上90%未満の施設で実施している □　0%超50%未満の施設で実施している □　実施していない □　該当なし	
	②-2　荷役等を行う人員を適切に配置すること。		
	各施設における状況の詳細（特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）	□　90%以上の施設で実施している □　50%以上90%未満の施設で実施している □　0%超50%未満の施設で実施している □　実施していない	
	②-3　②-1及び２以外の措置により、荷役等の効率化を図ること。		